

市川第 20080118-0071 号

平成 20 年 2 月 1 日

千葉県知事 堂本暁子 様

市川市長 千葉光行

塩浜 1 丁目地先護岸の暫定補強工事について

立春の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、本市のまちづくりに対し格別のご高配を賜るとともに、平成 17 年度に実施した塩浜 1 丁目護岸補強工事に対しまして、財政的支援をいただき改めてお礼申し上げます。

さて、塩浜 1 丁目地先の護岸につきましては、知事もご承知のとおり、市川二期埋立事業を前提とした暫定的な構造のため、塩害、波浪等による鋼矢板の腐食、老朽化が進み、台風・地震等の自然災害あるいは不測の事態に対し、安全性の確保が緊急の課題となっております。

本市並びに千葉県に対し、地元自治会、漁業協同組合、工業会からも度々要望書等が寄せられ、当該護岸の安全性の確保が求められております。

とりわけ、塩浜 1 丁目護岸につきましては、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）において、「早急な改善が必要な塩浜 1 丁目については、市川漁港の動向を踏まえながら、協議・調整を進める」と明記されています。

また、県は平成 18 年度から五ヵ年事業として塩浜 2 丁目の護岸改修に着手し、塩浜 3 丁目については、引き続き、次期五ヵ年事業において護岸改修に着手する予定となっております。しかし、塩浜 1 丁目護岸の恒久的な改修については、海岸保全区域等の法指定、事業者、財源の確保等の協議・調整に相当の期間を要するものと考えられます。

このような中で、塩浜 1 丁目護岸については、年々老朽化が進み、既に、鋼矢板護岸のゆがみ、集中腐食による鋼材の大きな欠損や土砂の流失、コンクリ

ート部分のひび割れやはく離が発生している状況にあります。崩壊の危険性が高まりつつあり、一刻の猶予もできない状態であると考えられます。

加えて、人身事故や産業活動への甚大な影響も危惧されます。そのような事態が起こった場合、県及び市が護岸の危険な現状を知りつつ、適切な対応を行わなかったとして行政責任を問われることになり、社会的な行政批判あるいは訴訟問題に発展することも想定されます。

従いまして、本市としましては、危機管理上、危険な現況護岸をこれ以上放置することは出来ないと考え、以下の事項を前提に、緊急の安全対策として平成20年度に暫定補強工事を実施する方針としておりますので、ご協力をお願い致します。

記

1. 本市が平成20年度に実施予定の塩浜1丁目護岸の暫定補強工事に係る費用について、県の財政的支援をお願いしたい。
2. 当該工事の実施にあたり、三番瀬再生会議等の調整に配慮して頂きたい。
3. 塩浜1丁目護岸の恒久的な改修につきましては、引き続き協議・調整をお願いしたい。